

県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成二十四年条例第七十四号）の一部改正

改 正	現 行
<p>(車線等)</p> <p>第四条 車道（副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他道路構造令施行規則（昭和四十六年建設省令第七号。以下「省令」という。）第二条に定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十四条の規定により車道に<u>狭窄部</u>を設ける場合においては、三メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 副道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、四メートルを標準とするものとする。</p> <p>(路肩)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第二項の規定にかかわらず、歩道、自転車道、<u>自転車歩行者道又は自転車通行帯</u>を設置しない第三種又は第四種の道路であって、歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行を確保するために必要がある場合は、車道の左側に設ける路肩の幅員は一メートル以上とするものとする。</p> <p>5～12 (略)</p> <p><u>(自転車通行帯)</u></p> <p><u>第八条の二 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同</u></p>	<p>(車線等)</p> <p>第四条 車道（副道、停車帯_____その他道路構造令施行規則（昭和四十六年建設省令第七号。以下「省令」という。）第二条に定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道_____の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十四条の規定により車道に<u>狭窄部</u>を設ける場合においては、三メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 副道_____の幅員は、四メートルを標準とするものとする。</p> <p>(路肩)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第二項の規定にかかわらず、歩道、自転車道<u>又は自転車歩行者道</u>_____を設置しない第三種<u>及び</u>第四種の道路であって、歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行を確保するために必要がある場合は、車道の左側に設ける路肩の幅員は一メートル以上とするものとする。</p> <p>5～12 (略)</p> <p>(新設)</p>

じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車道）

第十条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種（第四級及び第五級を除く。次項において同じ。）又は第四種（第三級及び第四級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 （略）

（自転車歩行者道）

第十一条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路

（自転車道）

第十条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路

には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 （略）

（自転車歩行者道）

第十一条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路

を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第十二条 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 (略)

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては三・五メートル以上、その他の道路にあっては二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4・5 (略)

(平面交差又は接続)

第二十九条 道路は、駅前広場、円形の交差点その他の特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交会させてはならない。

2～5 (略)

(待避所)

第三十二条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

一・二 (略)

三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、五メートル以上とすること。

を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第十二条 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道_____を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 (略)

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては三・五メートル以上、その他の道路にあっては二メートル以上とするものとする。_____

4・5 (略)

(平面交差又は接続)

第二十九条 道路は、駅前広場等_____特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交会させてはならない。

2～5 (略)

(待避所)

第三十二条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

一・二 (略)

三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道_____の幅員は、五メートル以上とすること。

(区分が変更される道路の特例)

第四十一条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該市町村道とすることにより令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第四条、第五条第一項、第四項及び第六項、第七条第二項から第七項まで、第十項及び第十二項、第八条第一項、第十条第一項及び第二項、第十一条第三項、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十四条第一項、第十五条第一項、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十二條、第二十四条第二項、第二十五条第三項、第二十九条第三項、第三十二条並びに第三十四条並びに令第三条第四項及び第五項、令第四条並びに令第十二条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第四十二条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第八条、第八条の二第三項、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十四条第二項及び第三項、第十七条から第二十四条まで、第二十五条第三項並びに第二十七条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第七条第二項、第八条、第八条の二第三項、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十四条第二項及び第三項、第二十一条第一項、第二十三条第二項、第二十五条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第四十一条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該市町村道とすることにより令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第四条、第五条第一項、第四項及び第六項、第七条第二項から第七項まで、第十項及び第十二項、第八条第一項_____、第十一条第三項、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十四条第一項、第十五条第一項、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十二條、第二十四条第二項、第二十五条第三項、第二十九条第三項、第三十二条並びに第三十四条並びに令第三条第四項及び第五項、令第四条並びに令第十二条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第四十二条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第八条_____、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十四条第二項及び第三項、第十七条から第二十四条まで、第二十五条第三項並びに第二十七条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第七条第二項、第八条_____、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十四条第二項及び第三項、第二十一条第一項、第二十三条第二項、第二十五条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。